資料 1

春日部市国民健康保険税条例の一部改正について（案）

１　条例改正の背景

法改正に伴い、子ども・子育て支援金制度の創設及び保険税の課税限度額が改正されました。また、市国民健康保険運営協議会から「令和８年度国民健康保険税の税率については、令和９年度標準保険税率を見据えつつ、急激な税負担とならないよう、負担の平準化を図りながら段階的に改定する税率とすること」との答申がありました。

２　条例改正の目的

(1) 保険税の課税限度額の改正（地方税法施行令の一部改正）

(2) 子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加（地方税法の一部改正）

(3) 保険税率（医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の改正

３　条例の概要（改正内容）

(1) 保険税の課税限度額の改正（第３条及び第 21 条）

①　医療給付費分：65 万円から 66 万円（1 万円増）

②　後期高齢者支援金分：24 万円から 26 万円（2 万円増）

介護納付金分を含めた合計では、106 万円から 109 万円（3 万円増）となります。

(2) 子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加（第３条、第９条の２～４）

課税額、所得割額・均等割額・18 歳以上均等割額に係る規定を追加する。

(3) 保険税率（医療給付費分等）の改正（第４条～第９条）

医療分等の合計は、所得割 14.03％（前年度比 1.74％増）・均等割 79,800 円（同 11,000 円増）となり、子ども・子育て支援納付金を含めた税率等は裏面（表１）のとおり。

(4) 低所得世帯均等割額及び未就学児均等割額の軽減額の改正（第 21 条）

上記(3)の改正に伴うもので軽減額は裏面（表２）のとおり。

４　条例改正による影響、効果

(1) 課税限度額の見直しにより、高所得者から応分の負担を求めることで、国保全体の財政を維持し、低中所得層の負担増を緩和する効果が期待されます。

(2) 子ども・子育て支援納付金により、子ども・子育て政策の給付拡充が図られます。

(3) 保険税率（医療給付費分等）の改正により、国保財政の安定的な運営を図ることが出来ます。

５　施行期日

令和８年４月１日

６　その他

表１

保険税率

改正後			改正前		
医療保険分	所得割	8.70%	医療保険分	所得割	7.65%
	均等割	47,100円		均等割	39,400円
後期高齢者支援金分	所得割	2.87%	後期高齢者支援金分	所得割	2.53%
	均等割	16,100円		均等割	14,500円
介護納付金分	所得割	2.46%	介護納付金分	所得割	2.11%
	均等割	16,600円		均等割	14,900円
子ども・子育て支援金分	所得割	0.26%	子ども・子育て支援金分	所得割	―
	均等割	1,500円		均等割	―
	18歳以上均等割	100円		18歳以上均等割	―

表２

低所得世帯均等割額の軽減額

改正後			改正前		
医療保険分	７割軽減	32,970円	医療保険分	７割軽減	27,580円
	５割軽減	23,550円		５割軽減	19,700円
	２割軽減	9,420円		２割軽減	7,880円
後期高齢者支援金分	７割軽減	11,270円	後期高齢者支援金分	７割軽減	10,150円
	５割軽減	8,050円		５割軽減	7,250円
	２割軽減	3,220円		２割軽減	2,900円
介護納付金分	７割軽減	11,620円	介護納付金分	７割軽減	10,430円
	５割軽減	8,300円		５割軽減	7,450円
	２割軽減	3,320円		２割軽減	2,980円

未就学児均等割額の軽減額

改正後			改正前		
医療保険分	７割軽減	7,065円	医療保険分	７割軽減	5,910円
	５割軽減	11,775円		５割軽減	9,850円
	２割軽減	18,840円		２割軽減	15,760円
	軽減なし	23,550円		軽減なし	19,700円
後期高齢者支援金分	７割軽減	2,415円	後期高齢者支援金分	７割軽減	2,175円
	５割軽減	4,025円		５割軽減	3,625円
	２割軽減	6,440円		２割軽減	5,800円
	軽減なし	8,050円		軽減なし	7,250円

※低所得世帯均等割軽減が対象の場合、均等割7・5・2割減額後の均等割額を5割減額します。